

済生会 総研 News



済生会総研の視点・論点

済生会総研 所長 炭谷 茂

第107回 済生会基本構造改革論（2）～不可欠な地域政策からのアプローチ～

医療政策や福祉政策の考察には、地域政策との関連が不可欠である。しかし、関係行政当局からの発信は、あまり目にしない。発表されている研究論文を概観しても、十分な状況とは言えない。

医療や福祉、介護は、住民の健康や生活の維持に必須の要素である。これらのニーズが満たせず不安になった住民は、安心できる地域へ転出する。このように行動する住民が累積すると、当該地域は、消滅に向けて一瀉千里である。このような現実が、日本の各地で発生しつつある。

厚労省の調査によれば、無医地区数は、令和4年（2022）で557になっている。無医地区の定義は、医療機関がなく半径4キロ圏内に50人以上居住し、容易に医療機関を利用できない（公共交通で片道1時間以上要するなど）地区である。

また、市町村単位でも開業医を含め医療機関がない市町村は、令和4年（2022）で77あったが、2040年には約2割の342市町村になると予測されている。

誰でも故郷や住み慣れた土地に愛着がある。多くの人は、できれば生涯、その土地で暮らしたいと考えているだろう。しかし、それが許されなくなったのが、日本の現実である。ヨーロッパの地方を旅行すると、それぞれの地域で自然環境と文化を大切にしながら、豊かな暮らしをしている様子に接するが、日本が進行している状況は、正しいとは思えない。

私は、日本で過疎化現象がうねりのように起こり始めた昭和40年代後期に旧自治省で過疎対策の仕事に従事した。当時高度経済成長によって都市と地方の経済格差が拡大した結果である。しかし、有効な政策手段がなかなか打たれなかった。

今、必要なことは、これらの失敗を教訓に従来の発想を転換させて、地域が活性化する方策を講じ、実行することである。何よりも重要なことは、医療、福祉、介護の提供体制を整備し、住民の不安を一掃することである。これさえあれば、働く場を創設することは、今日の産業構造の変化から難しいことではない。まさに病院等が地域の興廃の鍵を握っている。

このためにも済生会は、基本構造改革を早急に実行し、地域の期待に応えていきたい。

研究部門

済生会総研 上席研究員 原田 奈津子

社会保障審議会（福祉部会）の資料からみる政策動向

前号にて今年度の研究計画を提示したが、【重点課題】として、済生会が地域の医療・福祉の中核的役割を担うための済生会基本構造改革の取組みに関する研究を進めている。2040年に向けての制度や政策に関する動きとして、社会保障審議会において、どのようなことがトピックとして取り上げられているのかをおさえておく必要がある。今回はその動向に着目して取り上げたい。

直近の2026年4月23日に開催された第33回社会保障審議会福祉部会の資料をみると、人口構造の変化や多様なニーズに対応するため、地域の状況に応じた包括的な支援体制の拡充や福祉人材の安定的な確保・定着支援が課題とされている。地域共生社会のさらなる展開に向けても、市町村ごとの取組みが重視されていることがわかる。

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

第33回社会保障審議会福祉部会
令和8年4月23日

参考資料1

令和7年12月18日

【議論の観点】

- 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- 全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要**
- 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
 (1) 地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2) 支援関係機関同士の連携体制整備、(3) 地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- 支援会議を活用可能な市町村の拡大**(※)、市町村が地域の見守り等に協力する**回体を委嘱できる仕組みの創設**
 ※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等**

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設**
 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準**を縦割りの基準から**分野横断的な基準に柔軟化**、**地域との協働促進を図る事業**を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化**
- 福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業**を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の**努力義務化**
- 上記事務を担う**中核機関の法定化**

1

出典：第33回社会保障審議会福祉部会 資料より https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72812.html

さらに、多様な課題の解決に向けて、福祉分野だけでなく、多様な分野との連携に関する事項を地域福祉（支援）計画に記載するなど、地域での協働のあり方が問われていることがわかる。

また、地域において、平時だけでなく、災害に備えた連携のあり方も大きな課題となっている。誰も取り残されることなく地域で支えあうにはどのような社会を目指すのか、地域共生社会をどのように実現し、深化していくのかが、重要になってくる。

济生会においても、ソーシャルインクルージョンの推進をそれぞれの地域ですすめており、各地の支部・施設が地域での連携やまちづくりにもかかわってきている。地域で果たす役割や機能について、具体的に検証しつつ、今後の実践への波及効果を意識した研究を進めていきたいと思う。

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

令和7年12月18日

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・**災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

2

出典：第33回社会保障審議会福祉部会 資料より https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72812.html

— 編集後記 —

5月に入り、あっという間に夏を感じるようになりました。スコールのような雷雨や30度を超える気温など、梅雨をスキップしたかのような気候になっています。

半袖にハーフパンツといった夏の装いの方も見かけるようになりましたが、まだ長袖を着用している人の方が多い気がします。この時期、電車や建物の中は、クーラーが効きすぎている場合もあるからでしょうか。

先日、気象庁が最高気温が40℃以上となる日を「酷暑日」と呼ぶと決めましたが、どのくらいその新用語が飛び交うようになるのか、今から心配です。 (Harada)



済生会総研
済生会保健・医療・福祉総合研究所

連絡先 〒108-0073 東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル 26階
TEL 03-3454-3433 (研究部門)
03-3454-3311 (人材開発部門：済生会本部)
URL <http://soken.saiseikai.or.jp/>